

## 「道州制」に関する確認事項

「道州制」への移行による我が国の統治機構の見直しにおいては、そもそも「道州制」についての確立された定義、見解、分析等が十分に行われないうままの議論が先行していると認識しています。

つきましては、貴党の政権公約等において、「道州制」等に関する公約を掲げられる場合には、以下の点を明確にさせていただきますよう、要請いたします。

### 記

#### 1. 国と地方のあり方の構造的改革

「道州制」は単なる「都道府県合併」を意味するものであってはならず、真の分権構造に至るものでなければ、単なる数合わせに終わってしまう。

国の出先機関の全面移管をはじめ、中央省庁の抜本的な見直しや地方への大胆な権限移譲の断行による国・地方関係の構造的改革をどう考えているのか。

#### 2. 一極集中防止・格差是正方策

各道州間・同一道州内における一極集中の防止や格差是正のための方策として、税財政制度を含め、具体的にどのようなものを考えているのか。

#### 3. 地方・住民意見の十分な尊重

「道州制」の区域や仕組み、移行手続き等の制度設計に当たっては、国からの一方的な押しつけではなく、「国と地方の協議の場」の活用など、地方や住民との協議を十分に尊重し、理解を得ることについてどう考えているのか。